

小規模保育事業A型整備運営事業者 審査項目及び審査の観点

1. 審査項目及び配点

(1) 基本的な考え方について【23点】

① 応募動機、運営理念等について

＜審査の観点＞

以下のような点について、具体的に示されており、共感できる内容であるかを審査します。

（着眼点の例）

ア 応募の動機について

イ 運営・保育理念について

ウ 運営・保育に対する熱意について

エ 待機児童対策などの保育行政に対する考え方について

② 安心・安全・衛生対策について

＜審査の観点＞

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

（着眼点の例）

ア 感染症対策の重要性を理解し、対策がなされている。

イ 地震・風水害等の自然災害対策の重要性を理解し、対策がなされている。

ウ 火災対策の重要性を理解し、対策がなされている。

エ 防犯対策の重要性を理解し、対策がなされている。

オ 事故防止対策の重要性を理解し、対策がなされている。

カ 安全安心な給食を提供することの重要性を理解し、対策がなされている。

キ 児童虐待対策の重要性を理解し、対策がなされている。

※対策とはマニュアルの作成や職員研修の実施など。

③ 保育指針等について

＜審査の観点＞

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

（着眼点の例）

ア 保育指針、保育目標が具体的に示されている。

イ 保護者への対応は適切である。

ウ 児童の個人情報保護への取り組みが適切な内容となっている。

エ 近隣住民に配慮した運営となっている。

オ 職員が働きやすい環境づくりを意識している。

④ 通常保育以外の事業（乳児等通園支援事業）について

＜審査の観点＞

乳児等通園支援事業の実施について審査します。

(2) 法人の内容に関する事項【21 点】

① 運営実績について

＜審査の観点＞

運営主体となる法人の、過去の運営実績について審査します。

基準日を令和 7 年 6 月 30 日（応募申込書受付最終日）とします。

② 施設長（予定者）について

＜審査の観点＞

施設長（予定者）の経歴について審査します。

基準日を令和 7 年 6 月 30 日（応募申込書受付最終日）とします。

③ 職員配置について

＜審査の観点＞

職員配置は適切か、また、看護師、栄養士又は管理栄養士の配置について審査します。

④ 職員の人材確保・育成について

＜審査の観点＞

人材確保方策や、職員に対する研修等の育成方針、職員の定着率向上のための取り組みが具体的に示されているかを審査します。

(3) 施設・設備に関する事項【19 点】

① 保育室等の面積（一人当たり）について

＜審査の観点＞

子どもの処遇にかかわる保育室等の広さについて審査します。

② 保育室等の形態・環境について

＜審査の観点＞

以下の事項について、保育室等の環境が良好であることを審査します。

- | |
|---|
| ア 部屋全体の見通しが良く、保育しやすい形状となっている。 |
| イ 衝突や転倒のリスクとなる柱や壁、建具、大型家具等による出隅が抑えられている。 |
| ウ 廊下や屋外遊戯場、沐浴室・トイレ等への動線に配慮している。 |
| エ 可動式の間仕切り等を用いた柔軟な定員構成に対応できる保育室等の間取りとなっている。 |

③ 屋外遊戯場の面積について

＜審査の観点＞

子どもの処遇にかかわる屋外遊戯場の広さについて審査します。

④ 園児送迎用駐車場の確保について

＜審査の観点＞

子どもの送迎に必要な駐車場の確保状況について審査します。

(4) 土地に関する事項事項【9点】

① 早期事業着手の確実性（関係法令との整合性）について

＜審査の観点＞

建設予定地が市街化区域か市街化調整区域か、建設に必要な許認可等が得られる見込みがあるかなどを審査します。

② 建設予定地の立地・環境について

＜審査の観点＞

以下のような点について、保育の環境が良好であるかを審査します。

（着眼点の例）

ア 利便性の良い場所に位置しているか

イ 土地の面積、形状等について良好な保育環境が確保されると見込まれるか

ウ 児童の登降園の安全確保が図られるか

エ 小規模保育事業所建設により周辺に日照の問題が生ずることがないか

オ 周辺の建物等により小規模保育事業所への日照、通風が著しく妨げられるようなことはないか

カ 周辺の騒音が小規模保育事業運営に支障を及ぼさないか

(5) 資金計画等に関する事項【7点】

① 資金調達について

＜審査の観点＞

施設の整備や運営にかかる資金が自己資金で確保されているか、借入を行う場合には借入金で確保されているかを審査します。

② 事業費の適正な計上について

＜審査の観点＞

施設の整備にかかる費用、運営にかかる費用等の資金計画において、詳細な積算根拠が示され適正に計画されているかを審査します。

(6) 地元自治会、近隣住民及び隣接者への説明について【8点】

＜審査の観点＞

地元自治会、近隣住民及び隣接地権者等へ小規模保育事業所設置計画についての

説明をしているか、また、その結果はどうかを審査します。

(7) その他独自の取組みについて【4 点】

＜審査の観点＞

独自の取組みについて、内容や実現性を審査します。

2. 選考の方法について

- 「袖ヶ浦市民間保育施設事業者選定委員会」において書類審査及び提案説明・ヒアリング（必要に応じて現地調査）による審査を行い、「審査項目の選考基準及び配点」によって採点するものとする。
- 整備運営事業者の選定は、1.（1）～（7）の合計点（91 点）の標準評価である（53 点）以上の得点をした者に対し、得点が最も高い者を本審査会による被選定者（整備運営事業者）とする。
- 最高得点者が複数いる場合は、事業者がくじを引く抽選により決定するものとする。